

各国知的財産関連法令
TRIPS 協定レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成 29 年度)

2018年 3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

ともできる。

(v) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

中国における営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

中国においては、かつては訴訟における侵害行為の立証が難しいこと、営業秘密の二次漏洩に関する問題があったが、現在は、証拠保全等を通じて権利者の立証責任が軽減され、秘密保持命令等により営業秘密を保護する方向に改善されているとの認識を持っていた。

一方で、ビッグデータの普及や人工知能の発展に伴って、将来的にクライアントリスト等の営業秘密の保護に限界が生じ、救済手段等に関して法制度が後追いになっていることに対する懸念があった。今後は、こうした技術の進歩に対応するために営業秘密保護に関する制度の見直しも十分予想され、法制度の動向を見守る必要がある。

(2) フィリピン

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

フィリピンでは、営業秘密に関する個別の保護法令は有していないものの、知的財産法のほか、各種法令・規則等において保護規定が存在する⁴⁴。

法律・規則等	関連する規定
知的財産法 (共和国法第 8293 号)	第 4 条 1 「知的財産権」は以下から構成される。 (a)著作権と隣接権 (b)商標・サービスマーク (c)地理的表示 (d)意匠 (e)特許 (f)集積回路のレイアウトデザイン (g)非開示情報の保護
改正刑法	第 230 条は、私人の秘密が公務により知られるところとなった場合に、公務員による私人の秘密の暴露を処罰することを規定する。 第 291 条は、職権乱用による情報開示を罰し、以下を規定する。

⁴⁴ フィリピン最高裁判所でも、営業秘密の私的な性質を認識し、所有権としての保護の資格を与えている。William Ollendorf v. Ira Abrahamson 事件 (G.R.No.13228(1918 年 9 月 13 日)) など。

	<p>マネージャー、従業員又は使用人が、その組織の長や雇用者の秘密を、その地位において知り、開示した場合は、禁固及び 500 ペソを超えない罰金が科される。</p> <p>第 292 条は、産業上の秘密の開示を以下の通り罰する。</p> <p>製造・産業施設の責任者、従業員、作業員が、秘密所有者の産業上の秘密を開示することにより損害を生じさせた場合は、矯正のため 6 ヶ月 1 日以上 4 年 2 ヶ月以下の懲役、及び 500 ペソを超えない罰金が科される。</p>
<p>消費者法 (共和国法第 7394 号)</p>	<p>第 40 条(f)は以下を規定する。</p> <p>営業秘密として保護に値する方法又は工程に関する情報について、自らの利益のためにこれを使用する行為、又は消費者法に基づく司法手続に関連する場合に当該部門又は裁判所以外に当該情報を開示する行為は禁止される。</p> <p>第 41 条(a)は以下を規定する。</p> <p>第 40 条の規定のいずれかに違反する者は、有罪判決によって、裁判所の裁量により、1 年以上 5 年以下の懲役若しくは 5 千ペソ以上 1 万ペソ以下の罰金又はその懲役及び罰金の両方が科せられる。法人によって犯罪が行われた場合は、取締役会会長、社長、部長又はパートナー及び／又はその責任者が処罰される。</p>
<p>1997 年国家歳入法 (税法) (共和国法第 8424 号)</p>	<p>第 270 条は、内国歳入局 (BIR) の役人又は従業員が、納税者の事業、収入若しくは不動産に関する情報、製造者若しくは生産者の秘密、運営、流儀、作業、若しくは装置に関する情報、又は納税者の事業に関する秘密情報その他その公務の遂行において得られた知識について、何人に対しても漏らした場合、又は法律によって規定される以外の態様で開示した場合には罰せられる、ことを規定する。</p> <p>第 278 条は不法な手段を用いて営業秘密の漏洩を斡旋する行為を禁止し、以下の罰則を設ける。</p> <p>納税者の事業、収入、相続財産に係る秘密情報、または当該役職員が業務の遂行過程で入手した知識、または不法な情報漏洩を歳入局の役職員に対して斡旋した者、及び所得税申告における収入、利益、損失、支出の情報について公表または出版等その他法律に規定されない手法により開示した者は、2、000 ペソを超えない罰金か、(中略) 6 ヶ月以上 5 年以下の懲役、またはその両方が科される。</p>
<p>証券規制法 (共和国法第 8799 号)</p>	<p>第 66 条 2 項は以下を規定する。</p> <p>本法におけるいかなる規定も、委員会に提出された申請、報</p>

	告、資料における営業秘密や過程についての開示を要求するものと解釈されず、また委員会に対して要求する権限も与えない。
企業再生を管理する暫定規則	第4条第3規則は以下を規定する。 裁判所は、申請または自らの裁量に基づき、債務者に帰属する営業秘密、その他の秘密調査、開発、商業情報の保護を命じることができる。
1990年有毒物質と有害・核廃棄物管理法 (共和国法第6969号)	第12条は以下を規定する。 公衆は、提出された安全データ、環境への排出・放出データを含む、化学物質と混合物に関する記録、報告、情報を入手する権利を持ち、そうした資料は検査や複写のために通常の業務時間内に入手できなければならない。ただし、営業秘密や生産・販売データ、もしくは生産者、処理者、販売者に特有な方法、生産、過程、もしくは生産者、処理者、販売者の競争的な地位に悪影響を与える可能性がある情報は除かれる。環境天然資源局は、化学物質や混合物に被曝した人の医療診断や治療を目的として情報が必要とされる場合、医療研究機関や科学機関に対し、秘密性が主張される情報を公開する。
職業開始フィリピン法 (共和国法第10869号)	第13条(f)は以下を規定する。 職業開始研修生の義務及び責任の一つは、研修の過程における研修生の知識になったいかなる事業又は営業秘密を明らかにしてはならないことである。
1998年下流石油産業規制緩和法 (共和国法第8479号)	第15条(g)は以下を規定する。 この法の下では、エネルギー省の長官は、長官によって得られた公共の利益になるような情報は、随時公表し、議会に報告し、追加の立法勧告を提出し、その報告及び決定を公衆に提供する権限を有する。他方で、この法律は、長官が、そのような情報が秘密に維持され、正式な法執行目的のためにのみ使用されるような法律機関の役人による事前認定に基づき、当該情報を複数の適切な法執行機関の役人ら及び従業者ら又はいかなる法執行機関の役人又は従業者に開示する場合を除き、いかなる個人又は団体から得られ、特権又は秘密であるようないかなる営業秘密、商業的又は財務的情報も公表する権限を有しないと明示的に述べている。
1994年デュアルトレーニングシステム法 (共和国法第7686号)	第11条(f)は以下を規定する。 この法に基づき、研修生は、研修の過程で知った事業又は営業秘密を明らかにしない義務を有する。

<p>フィリピン造船及び船舶修理部門を強化する 2006 年大統領令第 588 号</p>	<p>第 3 条は以下を規定する。 この大統領令は、それぞれの営業秘密を効果的に保護する合理的な雇用政策を採用するために、造船及び船舶修理に従事する正当に登録された企業の権利を認めている。</p>
<p>科学技術省 (DOST) 知的財産庁 (IPO) 共同行政令第 002-10 号、又は、共和国法第 10055 号の実施規則</p>	<p>規則 3(cc)(v)は以下を規定する。 この規則は、「技術移転議定書」で定義された営業秘密及び他の類似秘密情報を管理する方針及び手続を含む。</p> <p>規則 12、第 2 章は以下を規定する。 この規則は、未公開情報の保護は、次の規定によって律せられるべきと規定している：(a) 未公開情報の保護は、制度によって定められたものでなければならない。研究開発機関又は組織 (RDIs) は、未公開情報保護のための仕組みを定めるよう指示されている。(b) RDIs が、何らかの知的財産が未公開情報として保護されるべきであると確信している場合、RDIs は、政府資金調達庁 (GFA) に書面で通知し、GFA は認可を判断する。GFA は、RDIs に対して知的財産保護のために何らかの出願を提出することを義務付けることはできない、及び (c) RDIs は、GFA の要求により、未公開情報として保護される知的財産に関する定期的な報告を継続して提出しなければならない。</p>

(ii) 営業秘密の定義

営業秘密を定義する制定法は存在しないが、*Air Philippines Corporation vs. Pennswell Inc.* 事件⁴⁵等を通じて最高裁判所により「一般に知られておらず、公衆に容易に解明できない状態から経済的な価値を導くもの」と定義されている⁴⁶。

また、知的財産法第 4 条 1 において「非開示情報」は、以下の情報と規定されている（自発的ライセンス許諾に関する規則第 1 部）。

- (1) 全体又はその構成要素の正確な構成及び組立において、問題となる情報の種類は通常扱う関係分野の人間によって、一般に知られていないか、又は容易に入手できない秘密

⁴⁵ G.R.No.172835 (2007 年 12 月 13 日)

⁴⁶ *Air Philippines Corporation vs. Pennswell Inc.* 事件では、営業秘密を具体的に以下のように定義している。

- (1) その所有者と、打ち明けられる必要のある従業員のみならず知られる計画、過程、道具、構造又は複合物
- (2) 特許を受けていないが商業的価値を持つ商品の組合せの中でそれを使用する特定の個人のみならず知られる秘密公式又は過程
- (3)(a) 事業で使用するか又は(b)当該情報を保有しない競争相手に対し優位を得る機会を雇用者に与えるような何らかの公式、様式、装置若しくは情報の編集
- (4) 事業の中で継続的使用が意図されている過程又は装置（例としては機器又は公式だが、価格表、カタログ、特定の顧客リストを含む）。また、*Cocoland Development Corporation v. National Labor Relations Commission* 事件 (G.R.No.9845, July 17, 1996) では、使用者が、技術、方法、数式等が営業秘密であると決定しても、営業秘密にあたるかは、これまで司法で判断された基礎的要件を持つ必要がある、と判示している。

であること

- (2) 秘密であることに商業的価値があること
- (3) 情報を合法的に管理している者によって、その事情の下では、それを秘密にする合理的な措置が講じられていること。

(iii) 営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事・刑事のそれぞれの場面において救済される。

(a) 民事救済

営業秘密の無許可取得又は使用に対して差止め請求ができる（Air Philippines Corporation vs. Pennswell Inc. 事件⁴⁷など）。差止めを得るためには、権利者に「重大かつ回復不能な損害」が必要である（Modified Rules and Regulations on Administrative Complaints, as amended, Rule 5, Section 4(d)／改正行政申立に関する規則第 5 条 4 項(d)。「重大かつ回復不能な損害」については、「実際の、実質的、かつ明白である損害」と定義されている（Power Sites and Signs, Inc. v. United Eon 事件⁴⁸）。

加えて、回復不能な損害の発生を防止するために、本案訴訟の係属中に仮差止め命令／仮制限命令も請求できる（Rules of Court, Rule 58／裁判所規則第 58 条）。この点、最高裁判所は仮差止めに関する以下の要件を示している。（Spouses Ngo, et al., v. Allied Banking Corporation 事件⁴⁹）。

- ・申請人が保護されるべき明確かつ誤りようのない権利、すなわち、実在する権利を有すること、
- ・そのような権利の重要かつ実質的な侵害があること、
- ・申請人に対する回復不能な損害を防止するために、一又は複数の差止め令状を発行する緊急の必要性があること、及び
- ・回復不能な損害の困難を防ぐために、他の通常の迅速かつ適切な救済が存在しないこと。

従って、営業秘密侵害が認められる場合には実際に損害を被っていなくとも、重大かつ回復不能な被害を受ける可能性があることを示せば足りる。

営業秘密の無許可取得又は使用に対しては、損害賠償が請求できる（Fitts v. Kimes Food International, Inc. 事件⁵⁰など）。

(b) 刑事救済

前記「(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要」に記載の表のとおり、改正刑法第 230 条、消費者法第 40 条(f)、消費者法第 41 条、及び税法第 270 条などに営業秘密保護に関連する規定がある。原則として適用の要件として権利者が実際に損害を被っていることまでは必要とされないが、消費者法第 40 条(f)に関しては、消費者法の趣旨に鑑み、実際に権利者に損害が生じている必要がある。消費者法第 41 条は、食品、医薬品、化粧品、及び装置

⁴⁷ 前掲注 46

⁴⁸ G.R.No.163406, November 24, 2009

⁴⁹ G.R.No.177420, October 6, 2010

⁵⁰ IPO Decision No.16-03, February 10, 2016

に関連する営業秘密のみ適用できる。この点、例えば特許侵害であれば、侵害行為の繰返しによってのみ犯罪とみなされるところ（知的財産法第 84 条⁵¹⁾、営業秘密侵害は、このような要件はない。

(iv) 営業秘密侵害の例外

営業秘密侵害の例外について判断を示した最高裁判決は確認されていない⁵²⁾。

(v) 訴訟における証拠収集手続について

証拠収集に関しては、知的財産権事件の手続規則⁵³⁾、及び裁判所規則による⁵⁴⁾。

(vi) 訴訟等における営業秘密保持について

公判前の準備書面に営業秘密を含む場合は、審理の非公開を要請することができる（知的財産権事件の手続規則 6 第 1 項(k)⁵⁵⁾）。最高裁判所及び知的財産庁の決定においては、営業秘密の詳細は公表されないことが確認されているものの（Chavez v. Presidential Commission on Good Government 事件⁵⁶⁾）、裁判所が所定の理由で開示が不可欠と判断した場合には、営業秘密情報の開示を強制することができる（Air Philippine Corporation v. Pennswell, Inc. 事件⁵⁷⁾）。

なお、当事者は、営業秘密に接することができる知的財産庁長官、裁判所裁判官、及び彼らに正当に任命された職員に対して、営業秘密を保護するためのイン・カメラ手続を要求できる（Almonte v. Vasquez 事件⁵⁸⁾）。もっとも、後述する知的財産庁における調停手続では厳格な秘密保持義務が課せられており（改正 2010 年知的財産庁令第 154 号、第 9 項）、知的財産庁における仲裁手続においても、当事者は提出する全ての情報の秘密保持義務を要求できる（2011 年知的財産庁令第 61 号、第 52 項(b)）。

(vii) 国境措置

⁵¹⁾ 知的財産法第 84 条 侵害者に不利な裁判所の判決の確定の後において、侵害者又は侵害者と共謀する者が反復して侵害をする場合は、それらの者は、損害賠償のための民事訴訟の提起に影響することなく当該行為について刑事上の責任を有するものとし、有罪判決に基づいて、裁判所の裁量により、6 月以上 3 年以内の懲役若しくは 100,000 ペソ以上 300,000 ペソ以下の罰金又はその両方に処せられる。本条に規定する刑事訴訟は、罪を犯した日から 3 年で時効とする。

⁵²⁾ 質問調査回答によれば、フィリピン知的財産庁 (IPO) に提出された行政申立てにおいて、IPO は、営業秘密とは異なり特許は独立した発見からも保護を享受できる旨見解を示していることを踏まえると、自主研究開発は営業秘密侵害を構成しないと考えられるとの言及があった。

⁵³⁾ A.M. No. 10-3-10-SC

⁵⁴⁾ 裁判所規則 23 条ないし 28 条によれば、当事者は、文書又は物の提出、又は査察、宣誓供述、当事者に対する質問手続等を裁判所に要請することができるとしている。この点、質問票回答によれば、相手方当事者は当該要請に対して①要求事項が明らかに不適格で重要性を欠くか無関係であること、②秘匿特権があること、③要求が迷惑行為であることのうち、いずれかの要件を満たせば 30 日以内に異議申立てが可能とのことである。

⁵⁵⁾ A.M. No. 10-3-10-SC

⁵⁶⁾ 299 SCRA 744 (1998)

⁵⁷⁾ 前掲注 45

⁵⁸⁾ G.R. No. 95367, May 23, 1995

営業秘密侵害物品に対する国境措置に関する明文規定はない⁵⁹。

(viii) 裁判外の紛争解決手続について

知的財産庁は、代替的紛争解決手続として、調停手続のための手続ルール（改正 2010 年知的財産庁令第 154 号）、及び両当事者の同意を前提にした仲裁手続のための手続ルール（2011 年知的財産庁令第 61 号）を発行している。

(ix) 域外適用

営業秘密保護に関する規定の域外適用については確認されていない。

②営業秘密保護に関する運用

現地の裁判文書データベースを使用して過去 5 年分の営業秘密侵害事件の事件数、及び仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例について調査を依頼した⁶⁰。

(i) 営業秘密侵害事件の事件数

訴訟において、営業秘密が論点にあがった事例のうち、民事事件は 5 件、刑事事件は 0 件であった。5 件の民事事件はいずれも外国人又は外国企業は関係していない。

・ Fitts v. Kimes Food International, Inc. 事件⁶¹

営業秘密の不正使用の申立てに関して、知的財産庁は、営業秘密と特許情報との関係について、営業秘密の商業的価値は非公開情報が秘匿されることにあって、営業秘密の開示は権利行使の可能性を損なうものであるとした。他方で、特許出願には、十分な情報開示が不可欠であることを前提に、特許は発明者に限られた期間、他者が当該発明を実施することを排除する権利を与えることと引き換えに、当該発明に関する詳細かつ実現可能な情

⁵⁹ なお、「ASEAN諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等実態調査報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成 20 年 3 月）によれば、その他の知的財産権侵害品の国境措置については、関税局の税関行政命令 No.6-2002 により、次の侵害物品の輸入が禁じられていることが確認されている。

1) 知的財産法に従い知的財産庁によって登録された商標又は商号を、登録者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用するもの。

2) 所轄官庁によって定められた周知の商標を、権利保有者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用するもの。

3) 登録されているか否かを問わず、商標を持つ商品との間で、不公正な競争があると司法上決定されたもの。

4) 発表されているか否かを問わず、著作権の存在する作品の複製または類似品を構成するもの。

5) 特許権利者またはその正式な代理人の承諾や同意なくして、知的財産法によって正式に特許を認められた機械、品物、製品、材料の実質的なシミュレーションであると提示するもの。

6) 輸入商品と他者の商品の提携、連携、関連性に関して、誤ったもしくは誤解を招くような記述、シンボル、または混同、誤解、偽装を招く恐れのあるラベル。または、その性質、特性、品質、原産地を不当表示するもの。

⁶⁰ ラジャ・タン法律事務所による調査に依拠。対象期間は、2012 年 10 月 20 日～2017 年 10 月 20 日の 5 年間とした。

⁶¹ 前掲注 50

報を開示することを要求するものであることを述べた。

その上で、本件のように特許出願に含まれる情報の中に営業秘密が存在する場合には、営業秘密の侵害行為は成立しないとしてその申立てを却下した。

・ *Philippine Associated Smelting and Refining Corporation v. Lim* 事件⁶²

株主の監査請求に対する仮差止の申立てに関して、最高裁判所は、営業秘密やその他の知的財産権の保護の観点から、当該監査請求が企業の法的権利を侵害するものであることを立証した場合において認められる旨を判示した。本件監査請求に関しては、悪意に基づく証拠はなく企業がその立証責任を果たせなかったために、差止申立ては認められなかった。

・ *Century Properties, Inc. v. Babiano* 事件⁶³

雇用契約における非関与条項の有効性に関して、従業員の雇用中及び退職直後における競合他社への移籍には営業秘密の漏洩のおそれがあるとして、最高裁判所は雇用契約における非関与条項の有効性を支持した。その上で、従業員たる Babiano への報酬の未払いは正当化されると判示した。

・ *Willaware Products Corporation v. Jesichris Manufacturing Corporation* 事件⁶⁴

被上訴人は、上訴人が自社のプラスチック製の自動車部品と同様の製品を製造、流通及び販売したことは不正競争にあたるとして、差止・損害賠償請求をした。被上訴人は、両者の事務所の物理的な近さ、被上訴人の従業員の一部が上訴人会社に移籍したという事実から、上訴人が被上訴人の製品、特にプラスチック製自動車部品に関する営業秘密を取得したと主張した。

最高裁判所は、民法第 28 条に基づく「不正競争」には、競合他社の営業秘密を利用する行為を含むと位置付けたうえで、競争を「不公平」と判断するためには、当該競争が (1) 競合他社又は営業の競争相手に対する損害に関係し、(2) 「良心に反して」、「司法の精神に反して」行われたこと、又は「不法な行為に関係する」ことが必要であるとした。これらの要件には、暴力、脅迫、詐欺、策謀又はその他の不当、暴虐的若しくは高圧的な方法によるものを含むとした。

本件においては、第一に、両当事者が競合他社又は営業競争相手であり、上訴人はプラスチック製自動車部品の製造をしていること、第二に、上訴人が被上訴人の元従業員を勧誘・転籍させて雇用し、意図的に被上訴人の営業秘密を知得のうえで製品を模倣し、被上訴人の顧客にその製品を販売していたことを認め、そのような行為は明らかに「良心に反した」不正競争行為に該当すると判断した。

⁶² G.R. No. 172948, October 5, 2016.

⁶³ G.R. No. 220978, July 5, 2016.

⁶⁴ G.R. No. 195549, September 3, 2014.

・ *Dipad v. Spouses Olivan* 事件⁶⁵

所得税申告の機密性に関して、最高裁判所は、税法第 270 条は、フィリピン国内歳入庁 (BIR) の従業者が納税者の営業秘密を漏洩することを禁止する規定であると述べた。ただし、その例外として「長官によってなされた可能性がある申告及びその修正の内容は、長官の事務局に提出されなければならない、これは公的記録を構成し、公開されなければならない」(税法第 71 条) ことにも言及した。

(ii) 民事救済における主な争点について

営業秘密侵害事件における主な争点は、「営業秘密性」である。例えば、ある技術について、公衆が容易に入手でき、あるいは特許出願されてその主題が公表されている場合には、当該情報は、営業秘密ではないと裁判所や知的財産庁では判断されている (*Cocoland Development Corporation v. NLRC* 事件⁶⁶、*Fitts v. Kimes Food International, Inc.* 事件⁶⁷など)。

(iii) 外国企業がフィリピンに進出する際の実務上の留意点

外国企業がフィリピンに進出する際、企業の営業秘密を保護するための留意点について、調査回答によれば、従業員との雇用契約において、非親交条項、及び非競合条項又は非関与条項を設けることが有効であり、その有効性はフィリピン最高裁判所でも支持されているとのことであった。

(a) 非親交条項

特定の条件において従業者を異動もしくは解雇できる規定である。同条項の有効性を支持した最高裁判決を以下に示す。

・ *Duncan Association of Detailman-PTGWO v. Glaxo Wellcome Philippines, Inc.* 事件⁶⁸

最高裁判所は、企業は、自社の従業員と競合他社の従業員との関係において、現在または将来的に利害相反が生じる場合には、自社の従業員を別の部署に異動あるいは解雇することを認める、雇用契約における非親交条項の有効性を支持した。企業は、営業秘密、製造方式、マーケティング戦略、及びその他の機密情報を競合他社から守る権利があり、競合他社の従業員との個人的関係または婚姻関係を禁ずることは、このような関係性によって会社の利益が損なわれる可能性がある状況の下では合理的であると判断した。

(b) 非競合条項又は非関与条項

退職直後の競合他社への転職を禁止する規定である。同条項の有効性を支持した最高裁判決を以下に示す。

⁶⁵ G.R. No. 168771, July 25, 2012.

⁶⁶ G.R. No. 98458, July 17, 1996.

⁶⁷ 前掲注 50

⁶⁸ G.R. No. 162994, September 17, 2004.

・ Century Properties, Inc. v. Babiano 事件⁶⁹

雇用契約における非競合条項に関して、最高裁判所は、競争の激しい市場における営業秘密保持の観点から、自社の従業員の雇用中あるいは雇用直後における競合他社への自由な移籍を許可しない非競合条項は合理的であると判示した。

・ Tiu v. Platinum Plans Philippines, Inc. 事件⁷⁰

雇用契約における非関与条項に関して、最高裁は、競争の激しい市場における営業秘密保護の観点からは、特にシニア・アシスタント、ヴァイス・プレジデント及び地域運営責任者等が退職直後に競合他社に従事することに懸念を示し、非関与条項に時間・取引・場所に関する合理的な制限が示されている限りにおいては、当該条項は取引を抑制するからといって必ずしも無効にはならないと判断した。

(iv) 営業秘密保護制度に対する国内的評価

フィリピンにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

フィリピンにおいては、裁判例こそ多くないものの、営業秘密の国内的保護は図られているという認識であった。また、特徴的な事項として、憲法上、国民は国民の関心の高い情報について国家に対し情報開示請求を行う権利を有していることが挙げられるが、対象となる情報に営業秘密が含まれている案件は未だ無いとのことである。

(3) インドネシア

① 営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

営業秘密法（営業秘密に関する 2000 年 12 月 20 日付け法律第 30 号）で保護される。その他、刑法⁷¹や競争法⁷²においても営業秘密保護に関連する規定がある。

(ii) 営業秘密の定義

⁶⁹ 前掲注 63

⁷⁰ G.R. No. 163512, February 28, 2007.

⁷¹ 刑法第 322 条 その現在若しくは先の事務所又は職業のいずれかの理由で、秘密を保持する義務を負っている秘密を故意に暴露する何人も、最長 9 か月の懲役（収監）又は最高 600 ルピアの罰金の対象となる。

刑法第 323 条 その者が雇用されている又はかつて雇用されており、その秘密が課されている、商業、工業、又は農業の企業の詳細を故意に暴露する何人も、最長 9 か月の懲役又は最高 600 ルピアの罰金の対象となる。

⁷² 競争法第 23 条 起業家は、会社の秘密に分類されている彼らの競合相手の事業活動の情報を得るために他の当事者と共謀し、それによって不公正な事業競争を生じることが禁止されている。

競争法第 38 条第 3 項 事業競争管理委員会は、起業家から取得された会社の秘密として分類されている情報の秘密性を保持することが義務付けられている。

営業秘密保護に関する各国法制度比較表

	中国	インド	フィリピン	インドネシア	タイ	ベトナム
営業秘密保護に関する制立法	反不正当竞争法(1993年成立、2017年改正)	なし(契約又はコモローにに基づく保護)	知的財産法、改正刑法、消費者法など各種法律等で保護	営業秘密法(2000年成立、別法及び競争法でも保護)	営業秘密法(2002年成立、2016年改正)	知的財産法(2005年成立、2009年改正)競争法、民事訴訟法の規定適用あり
営業秘密保護に関する解釈基準、ガイドライン他	「侵害人は知的所有権の判断に適用する法律に規定する権利の行使(2007年)」「(以下「司法解釈」といふ)」「国家工商行政管理総局による営業秘密の侵害行為の禁止に関する規則(1998年)」等	なし	なし	なし	「営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生者の規則(B.E.2550)」「産業関連の営業秘密管理に関する職業者の規則(B.E.2547)」「産業を営業秘密として登録するための基準等に関する職業者の規則(B.E.2547)」	知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年法令、知的財産法の知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年法令、産業財産法第4条(23)
営業秘密の定義	①公衆に知られていない ②権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正当竞争法第9条)	①情報の開示が所有者に損害を与えるか又は競争者等を利用することとなる情報 ②情報の所有者が、当該情報が秘密である、つまり、原則としてすでに公知となっていないもの、 ③権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正当竞争法第9条)	①一般に公衆に知られていない情報 ②事業分野において利用でき経済的価値を持つもの ③営業秘密の所有者によって秘密が守られているものと定義(営業秘密法第1条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であること、又は営業秘密をもちあふ情報 ③営業秘密の所有者が秘密保持措置をとるために適当な手段を採用している情報 と定義(営業秘密法第3条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であること、又は営業秘密をもちあふ情報 ③営業秘密の所有者が秘密保持措置をとるために適当な手段を採用している情報 と定義(営業秘密法第3条)	①陽的投資、知的投資から得られた情報 ②営業秘密の権利者が秘密保持措置を講じたこと ③営業秘密の権利者が秘密保持措置を講じたこと と定義(知的財産法第4条(23))
営業秘密保護の民事救済手段	可能(民法通則第119条) *仮処分申請も可能	可能(John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd.事件など) *暫定的禁止命令も請求可能	可能(Air Philippines Corporation vs. Pennwell Inc.事件など) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第11条) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第202条) *仮差止め命令も請求可能	可能(知的財産法第202条)
刑事救済	可能(刑法第219条)	可能(1872年インド契約法第73条、第74条)	可能(改正刑法第230条、消費者法第41条など)	可能(営業秘密法第17条)	可能(営業秘密法第33条)	可能(知的財産法第202条)
行政救済	可能(反不正当竞争法第21条)	規定は存在しないが、適用可能性あり(Narayana Kimperk v. Garware Plastics and Polyester Ltd.事件では刑法第408条等への適用見及)	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業財産分野における行政処分に関する2013年政令第22条第1項、競争法第41条)
証拠収集に関する規定	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院令第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	他の者が独力で開示(M/A Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar & Ors.事件)など	規定は存在しないが、知的財産庁の員外から自主研究開発発、リハースエンジニアリングなど	民事事件では書面による証拠等が、刑事事件では証拠が証拠として認められる(民法第1805条、刑事訴訟法第184条)	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院令第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院令第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など
営業秘密の公衆	「営業秘密に関する証拠は非公開(民事訴訟法第66条)」「判決には営業秘密に関する詳細な記載はなし(民事訴訟法第156条)」	「封緘によって提出した営業秘密に関する文書は公衆開示不可」「判決には営業秘密の詳細な記載はなし」	「当事者は裁判官等に対してインカメラ手続の要が可能(Aimonte v. Vasquez事件)」「最高裁判所等の決定において、営業秘密の非公開が非公開(Chavez v. Presidential Commission on Good Government事件)」	「裁判官は、当事者の請求等に基づき審問のインカメラの実施、又は当事者に非公開の決定を命ずることが可能(知的財産等のルール(B.E.2540)規則39)など」	「裁判官は、当事者の請求等に基づき審問のインカメラの実施、又は当事者に非公開の決定を命ずることが可能(知的財産等のルール(B.E.2540)規則39)など」	「裁判官は、当事者の請求等に基づき審問のインカメラの実施、又は当事者に非公開の決定を命ずることが可能(知的財産等のルール(B.E.2540)規則39)など」
営業秘密侵害事象の国境措置	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	侵害事象の輸出目的の検査及び監視措置、又は侵害事象の輸出の場内での一時的検査又は侵害事象の知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年政令第34条)
過去5年間の営業秘密侵害の状況	刑事罰の域外適用あり(刑法第6条～第10条)265件(189件)63件(45件)	適用なし17件(9件)申立があつて着置とされた事件が2件	適用なし9件	2件(2件)2件(2件)	適用なし統計情報は首席裁判官の裁量に依存	一判決データベースなし 一刑事データベースなし
裁判外の紛争解決	データ非公開 仲裁や調停で紛争解決が可能 内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能 内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能 内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第12条) 内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第9条)	一判決データベースなし 一仲裁データベースなし
営業秘密侵害訴訟の主な争点	秘密性 営業秘密侵害 侵害、類似、合理出所に関して	秘密性 営業秘密侵害 侵害者との競争上の優位性の取得	秘密性 営業秘密侵害 侵害者との競争上の優位性の取得	秘密性 営業秘密侵害 侵害者との競争上の優位性の取得	秘密性 営業秘密侵害 侵害者との競争上の優位性の取得	秘密性 営業秘密侵害 侵害者との競争上の優位性の取得
日本企業の輸出にあたる業務上の留意点	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結して輸出する外国の裁判官は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結して輸出する外国の裁判官は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結して輸出する外国の裁判官は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結して輸出する外国の裁判官は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結して輸出する外国の裁判官は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置 裁判官への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事館等が必要」 外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)
その他	「国家秘密保護法で定められた国家秘密の定義によれば、外国企業の営業秘密が中国で国家秘密とされる可能性は低い」 「医薬品の臨床試験データは営業秘密としても保護される可能性がある」	「2016年に竣工する産業政策推進局から発表され、営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとしてした」 「国家知的財産政策に基づいて、変更された法律は成立してない」	「営業秘密保護のための相応の措置」 「侵害者との競争上の優位性の取得」	「営業秘密保護のための社内規定や、現地従業員等との間の非開示契約の締結」 「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」	「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」	「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」 「侵害者との競争上の優位性の取得」

2018年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成29年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

禁無断転載